

知多北部広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例

(平成11年7月1日 条例第20号)

改正 平成20年9月1日条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、議会の議員に支給する議員報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議員の議員報酬は、年額39,000円とする。

(議員報酬の支給方法)

第3条 議員報酬は、毎年9月及び翌年3月に各半年分を支給する。

2 年の途中において、議員が新たに職につき、又は職を離れたときは、議員報酬の額は月割により計算する。

(費用弁償)

第4条 議員が職務を行うため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、知多北部広域連合長等の費用弁償に関する条例（平成11年知多北部広域連合条例第9号）に規定する広域連合長相当額とする。ただし、広域連合を組織する市町の区域内における旅行について支給する旅費の額は、740円以内で広域連合長が定める。

3 前項に定めるもののほか、議員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成11年6月1日から適用する。

附 則（平成20年条例第5号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日から施行する。